

# 第102回愛知学院大学モーニングセミナー

## 「家計から考える老後の生活」

—これからの人生をより充実したものにしていくために—

岐阜大学教育学部 大藪千穂



2014年9月9日

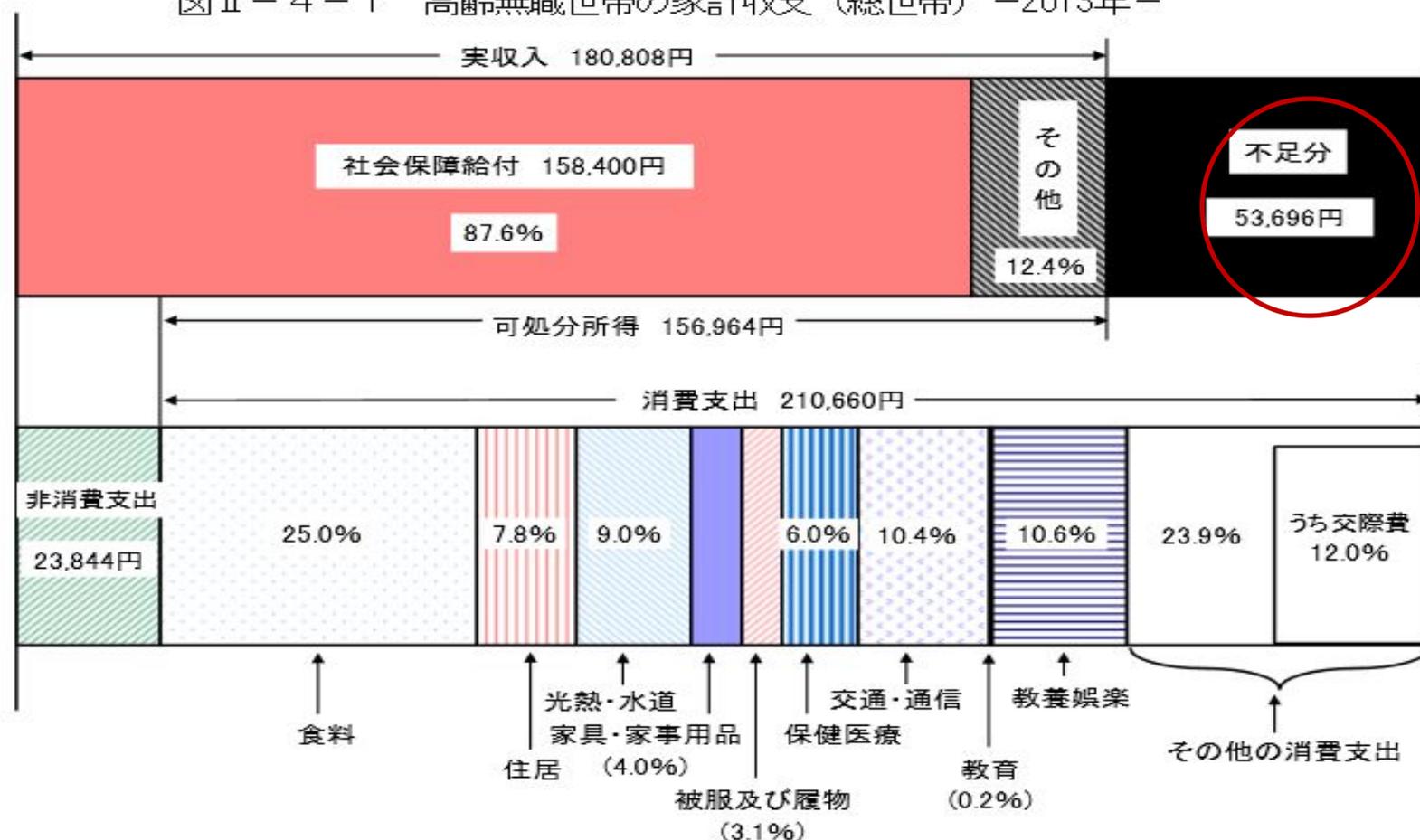
# 高齢期のライフマネージメント

- **お金**
- **時間**
- **エネルギー**
- **精神の安定と健康**



# 高齢無職世帯の家計

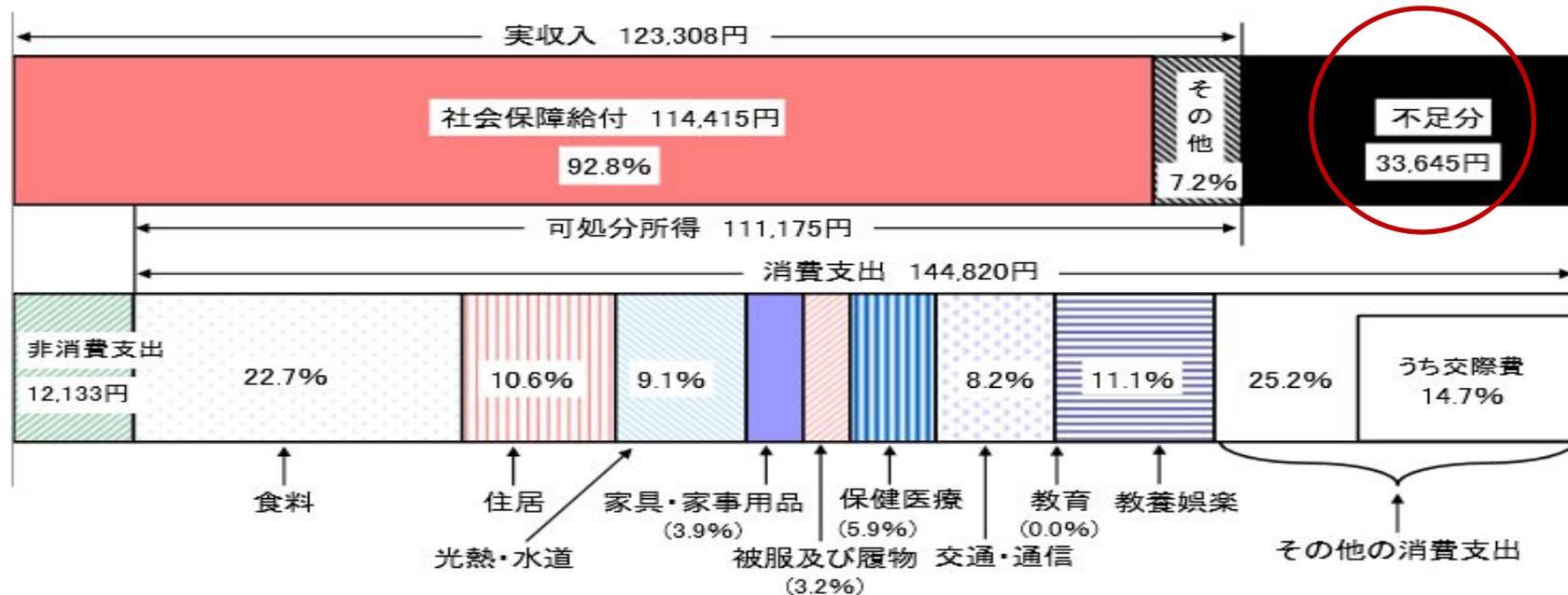
図Ⅱ-4-1 高齢無職世帯の家計収支（総世帯） -2013年-



- (注) 1 高齢無職世帯とは、世帯主が60歳以上の無職世帯である。  
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入の内訳である。  
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合(%)は、消費支出の内訳である。

# 高齢单身無職世帯の家計

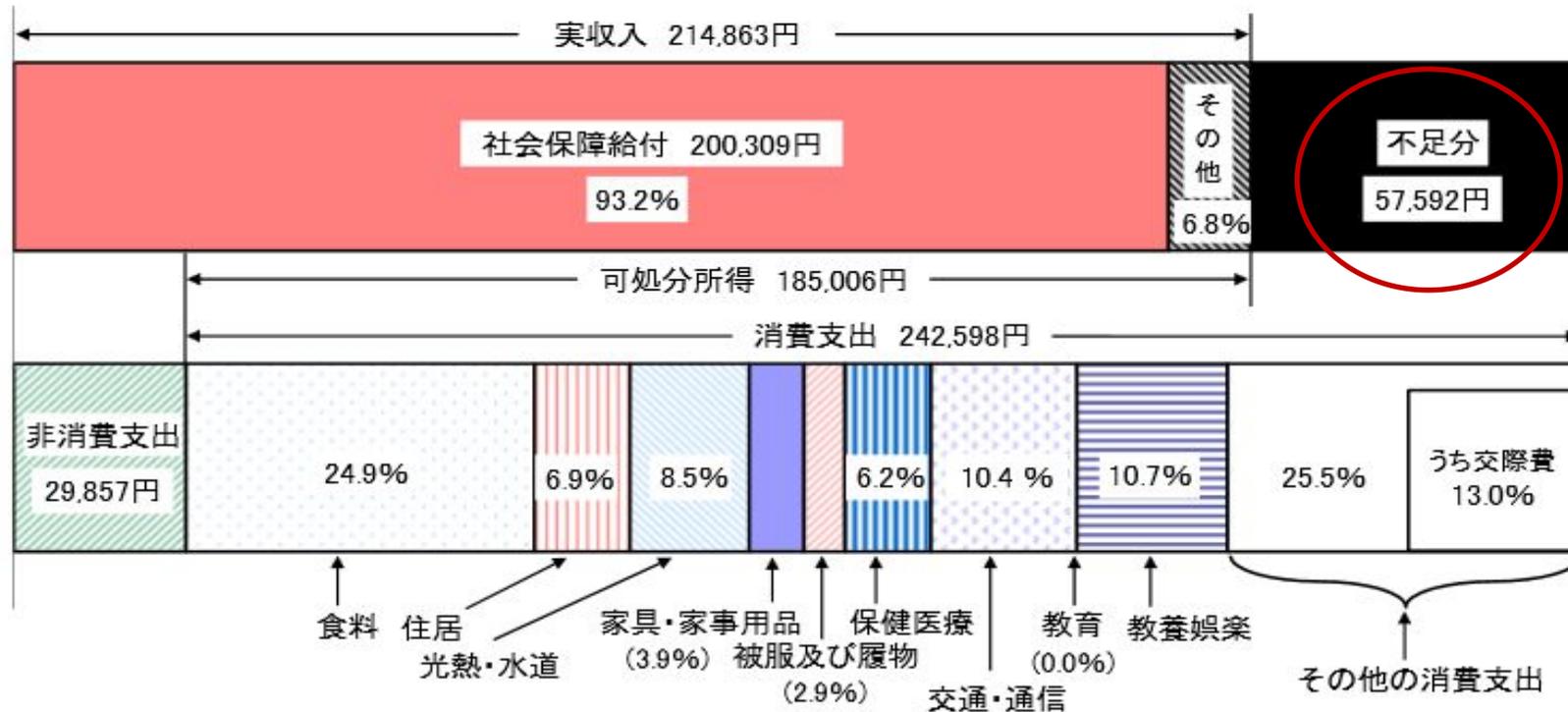
図Ⅱ-4-3 高齢单身無職世帯の家計収支-2013年-



- (注) 1 高齢单身無職世帯とは、60歳以上の单身無職世帯である。  
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入の内訳である。  
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合(%)は、消費支出の内訳である。

# 高齢夫婦無職世帯の家計

図Ⅱ-4-4 高齢夫婦無職世帯の家計収支-2013年-



- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯である。  
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合 (%) は、実収入の内訳である。  
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」の割合 (%) は、消費支出の内訳である。

# 老後に必要な金額

## ■ 老後に必要な生活費(1ヶ月)

単身世帯: 20万円以上

夫婦世帯: 27万円以上

余裕のある生活(夫婦世帯): 35万円以上

## ■ 老後に必要な生活費 (20万と27万で計算)

60歳から年金支給(65歳)までの5年間に必要な生活費

単身世帯: 1,200万円

夫婦世帯: 1,620万円

# 高齢期のマネーリスクに備える

- 収入を得る(できれば65歳まで働く)
- 支出を抑える(生活を縮小する)
- 貯蓄や個人年金等に参加しておく  
(特に自営業者)
- 運用する(情報は自分で収集し、納得して始める。業者の情報を鵜呑みにしない)

# 後期高齢者医療制度

- 75歳以上の高齢者を対象とした制度
- 65歳～74歳の財政調整の仕組みの導入  
保険料額 平均63,300円/年（月5,275円）  
（基礎年金のみ受給者は4,200円/年）
- 公費（税金）5割、国保・被用者保険（国民健康保険3500万人、中小企業の協会けんぽ3500万人、大企業  
の健康保険組合3000万人、公務員の共済組合900万人）からの支援金4割、高齢者の保険料1割負担
- 1月あたりの自己負担の限度額も低く設定。

	窓口負担	高額療養費の自己負担限度額(一月あたりの窓口負担の上限額)	
		一般	低所得(年金収入80万円の方)
現役世代(70歳未満)	3割	80,100円+1%	35,400円
後期高齢者医療制度	1割	44,400円(外来12,000円)	15,000円(外来8,000円)

# 70歳～74歳の医療費の窓口負担

平成26年度から見直し

① 4月以降新たに70歳に達する人  
(69歳まで3割) から2割負担。

すでに70歳になっている人は1割に据え置き

② 負担限度額を定める高額療養費は据え置き

③ 一定の所得がある人はこれまで通り3割負担

④ すべてが2割負担になるのは5年後の予定

<平成26年3月まで>

所得区分	所得要件	負担割合	限度額	
			外来	
現役並所得	〈健保〉 標額28万円以上 〈国保〉 課税所得145万円以上	3割	44,400円	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 多数回該当: 44,400円
一般	〈健保〉 標額26万円以下 〈国保〉 課税所得145万円未満(※1)	2割 ↓ 1割	12,000円 (※2)	<b>44,400円</b> (※2)
低所得Ⅱ	住民税非課税	1割		24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000円	15,000円

<平成26年4月以降>

所得区分	所得要件	負担割合	限度額	
			外来	
現役並所得	〈健保〉 標額28万円以上 〈国保〉 課税所得145万円以上	3割	44,400円	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 多数回該当: 44,400円
一般	〈健保〉 標額26万円以下 〈国保〉 課税所得145万円未満(※1)	2割	12,000円	<b>44,400円</b> (※2)
低所得Ⅱ	住民税非課税	1割		24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		8,000円	15,000円

# 有料老人ホームにかかる費用

## 1. 支払うもの

敷金、家賃、サービス費。権利金等はない

## 2. 毎月かかるもの

- ①住居サービス費用（入居一時金・家賃）
- ②介護サービス費用（自己負担・上乗せ介護費）
- ③その他のサービス（食事代、光熱費・管理費ほか。オムツ代も）

# 名古屋エリアの高齢者向け住宅にかかる費用

	入居時の費用	月額平均
介護付(86)	0円 45箇所 0円除いた平均値 135万円 最大1200万円	平均値 184,403円 最小 9万円 最大 418,000円
住宅型(55)	平均値 1,513万3339円、 0円 6箇所、 最大2,370万円	平均値 149,704円 最小 65,000円 最大 288,000円
サービス付高齢者向け住宅(21)	0円 13箇所、 0円を除いた平均値 182,043円 最大285,000円	平均値 139,643円 最小 91,250円 最大 199,000円
グループホーム(15)	平均値 290,533円 0円 1箇所 最大 414,000円	平均値 127,831円 最小 119,640円 最大 138,900円

# 気をつける点

- ①入居の目的を明確にする
- ②将来設計をたてる：120歳まで生きよう！
- ③早めに準備をはじめめる
- ④必ず見学する。周辺もチェック！
- ⑤説明書、契約内容をしっかり把握。分からないことは何度も聞くこと！
- ⑥契約の解除について知っておこう！
  - 有料老人ホームは「90日以内の契約解除の場合、前払い金を入居者に全額返還する」
  - 日割り分の家賃、サービス費用を除いた全額が返還される。
- ⑦在宅サービスを利用（5003円～36065円）+施設サービス（1割負担+居住費+食費+日常生活費）で合計10万円～30万円が必要になる

## **「地域医療・介護推進法」** 2014年6月成立

①自己負担率:1割→2割(年金280万円以上。個人の所得で決まる)

②高額介護サービス費制度:自己負担の上限額の引き上げ。  
37200円/月→年金383万円以上の方は44,400円に。

③特養等での生活の自己負担額(103万人が補助対象)→基準が厳しくなる。

預貯金が個人で1千万、夫婦で2千万円超の方は補助対象からはずれる(本人申告、ただし不正発覚すれば補助受給額の3倍が徴収される)

④特養入居には要介護3~5の人に限定(すでに入居している人はそのまま)

⑤65才以上の保険料(平均4,972円)の低所得者の軽減率が拡大し最大70%

見直しは市町村によって異なる。6段階→9段階に

# 葬儀にかかる費用

基本プランの1.5倍～2倍かかる

平均188万9千円(「葬儀についてのアンケート調査」日本消費者協会、2014)

①葬儀社に払う葬儀費用:祭壇・棺・人件費等 122万2千円  
ただし直葬(通夜や告別式なし遺体を直接火葬場に搬送)なら10～20万円

遺体引き取り:寝台車3万1700円～、保冷処置2万(2日間)  
通夜・葬儀:基本セット35万～100万、棺10～25万、  
遺影25000～5万、会館使用料20万、会葬礼状1万(100枚)、  
供養品5000～5万、火葬:霊柩車19110～、火葬料金59000  
円、収骨容器一式13335円

②飲食接待や返礼品の費用:飲食費は33万9千円

③お布施などの寺院費用:44万6千円(読経と戒名27万～45万)

# お墓にかかる費用

1. 死後の価値観の多様化: 先祖を祭るもの  
→ 自分自身の終の棲家
2. 選択の基準: ①交通の便 ②価格 ③環境
3. 費用: 永代使用料(26万～141万)  
管理費(月4300円～  
27100円)  
墓石代・工事費(100万～200万。全国平均168万円)  
樹木葬50～80万、散骨(代行型7万、合同型15万、  
チャーター型30万)
4. 墓地の特徴(2014.2.23朝日新聞朝刊)

	公営	民営	寺院
求めやすさ	利用資格あり。抽選も	宗旨宗派を問わない	檀家になる必要あり
費用	使用料・管理料が安い	墓石費用は自由	さまざま
立地	比較的遠い場所も	郊外が多い	市街地も多い
石材店の選択	自由度が高い	指定されている	出入りの石材店がある
墓の形	高さなどの制限も	自由度が高い	区画が狭いことが多い

# 相続の流れ

- ①財産(遺産)を確認: 通帳、金融機関の貸金庫等。マイナスの遺産
- ②遺産を受け取る人(相続人)を確定: 戸籍をたどり異母兄弟がいな  
いかも確認
- ③遺産の分け方を話し合う: 民法で決められた「相続割合」を目安  
に、受け取る割合(相続分)と財産内容を決める。全員の合意が必要
- ④遺産を引き継ぐ手続き: 不動産なら法務局、預貯金株式なら金融  
機関で名義変更

# 法定相続分と遺留分

(出典 「レッツ遺書セット」、司法書士相続遺言センターより)

	①		②		③	
相続類型	配偶者と子ども		配偶者と直系尊属		配偶者と兄弟姉妹	
相続人	配偶者	子	配偶者	直系尊属	配偶者	兄弟姉妹
法定相続分	1/2	1/2	2/3	1/3	3/4	1/4
遺留分	1/4	1/4	1/3	1/6	1/2	なし

	④	⑤	⑥	⑦
相続類型	配偶者のみ	子どものみ	直系尊属のみ	兄弟姉妹のみ
相続人	配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
法定相続分	全部	全部	2/3	全部
遺留分	1/2	1/2	1/3	なし

# 相続税の改正

2015年1月～

## 基礎控除額が40%縮小

基礎控除: 相続財産がいくらまでなら税金はかからないというもの

・ ・ ・ ・ 納税対象者が現在の4%から10%に増加とも

	改正前	改正後
定額控除	5000万円	3000万円
法定相続人数	1000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数

例:遺産8000万円、法定相続人が妻、子ども2人の場合

現在なら:1000万×3人=3000万円 +5000万円=8000万円 課税対象0円

2015年:600万円×3人=1800万円 +3000万円=4800万円 課税対象3200万円

# 相続税の税率構造の見直し

取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
～1000万円以下	10%	—	10%	—
1000万円～3000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3000万円～5000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5000万円～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円～2億円以下	40%	1700万円	40%	1700万円
2億円～3億円以下			45%	2700万円
3億円～6億円以下	50%	4700万円	50%	4200万円
6億円超～			55%	7200万円

} アップ!

例：10億円を相続⇒現在の相続税は4億2300万円⇒改正後は4億5820万円に・・・

# 小規模宅地等の特例の見直し（申告必要）

居住用宅地の相続税は減額対象がより幅広くなる

「小規模宅地等の特例」相続の直前まで居住していた宅地等を配偶者や同居親族等が相続するなど一定の要件を満たした場合、宅地等の課税価格が最大8割減額される制度

課税価格が減少する→相続税がかからなくなったり少なくなる  
メリット

例:評価額3000万円の不動産なら20%の600万円のみを相続財産とする

- 対象となる不動産は自宅も事業用（400平方m）も＝730平方mまで
- 老人ホームの終身利用権を取得しても他人に自宅を貸していなければ適用される

	居住用宅地の適用面積	二世帯住宅特例適用
現行	240平方m	
改正後	330平方m（約100坪）	完全分離型の二世帯住宅でも敷地全体が特例の対象になる

# 相続税対策 (相続税の対象者は愛知で7%⇒10%以上に?)

## 1) 名義変更による節税

- ①配偶者への自宅贈与
- ②直系卑属(子、孫)への住宅取得資金の贈与
- ③110万円の贈与
- ④相続時清算課税制度
- ⑤1500万円までの教育資金一括贈与

## 2) モノを購入して節税

- ①アパート・マンションの建築
- ②非課税財産(墓地・仏壇等)の購入

## 3) その他

- ①養子縁組
- ②遺言書の作成

# 成年後見制度の利用

## ①任意後見制度

自己判断能力があるうちに、信頼できる人と「任意後見契約」を結び、判断力が低下したときに備える。

## ②法定後見制度

すでに判断能力を失った人が、法律上で定められた後見人を選任してもらおう。親族などが家庭裁判所に申し立てを行う。数ヶ月から1年近くかかることも。

# 高齢期のライフマネージメント

- 生活設計の要素:経済、時間、エネルギー、人
- 若い時と同じようにはいかない!  
考え方を換えよう
- 退職前からプランをたてる  
短期、中期、長期(どのように終わるか)  
病気になった場合  
遺産や葬儀について  
新しい人間関係の構築  
脳を鍛える(情報力)・体力をつける  
楽しみながら暮らす!